

令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 江別市地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道江別市高砂町 6 番地
代表者氏名 会長 三上 真一郎

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日

(名称) 江別市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江別市内のバス路線は、モータリゼーションの進展などにより利用者の減少傾向が続いており、これに伴い、多額の赤字を抱えながら運行している。この赤字を解消するために、減便や路線の廃止による運行の効率化が行われてきたが、これがさらなる利用者の減少につながるなど負の連鎖が続いてきた。また、近年は、深刻化している人材不足により、事業者における乗務員の確保が年々厳しくなっており、江別市内においても、乗務員不足により現在の運行規模を維持することが難しくなっている。一方で、現在、江別市民の4人に1人が高齢者となり、今後も増加傾向が続くと見込まれることから、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、このため、市内公共交通の必要性は、さらに高まるものと考えられる。

市内の公共交通網として、鉄道は、北海道旅客鉄道株式会社の函館本線が江別市内を東西に貫いており、JR江別駅、野幌駅、大麻駅の3主要駅のほか、高砂駅と豊幌駅が立地し、ラダー（はしご）型の市街地の骨格を担っている。路線バスは、現在ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、夕張鉄道株式会社の3社が運行をしている。江別市内のバス停留所別の利用状況は、大学等の教育機関の最寄り停留所や、JR駅での利用が多くなっている。

江別市では、平成27年度に、「JRとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった交通機能の向上に向けた効果検証を行うため、新たな路線の実証運行を行った。この結果、新規需要の創出効果が確認され、実証運行路線が目的とする「JRとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」効果が利用者のニーズに合致していること、既存の市内完結2路線（旧江別4番通線・旧江別錦町線）が、「JRとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった利用者のニーズを満たしていない可能性があることが認められた。

旧江別4番通線・旧江別錦町線は、それぞれ起終点が同一であるほか、一部で経路が重複し、非効率な運行となっていたことなどから、多額の赤字を抱え、今後の維持が難しい状況となっていたため、実証運行路線の考え方を基本とし、JR野幌駅への速達性の向上、JR高砂駅利用の需要に配慮した路線「野幌見晴台線」へ統合し、JR野幌駅及びJR高砂駅における夕張鉄道(株)の地域間幹線系統と接続確保を行う地域内フィーダー系統として平成30年10月1日から新たに運行を開始したものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

江別市地域公共交通計画における目標と整合性を図り、次のとおり設定する。

- ①野幌見晴台線の利用者数（R3実績値151千人）に対し、以下の目標値を設定する。
 - ・令和7年度（R6/10～R7/9）：197千人（コロナ禍前のR1実績値を目標値とする）
- ②野幌見晴台線の収支率（R3実績値58.4%）に対し、以下の目標値を設定する。
 - ・令和7年度：60.9%（コロナ禍前のR1実績値を目標値とする）
- ③野幌見晴台線への市の補助金額（R3実績値11,537千円）に対し、以下の目標値を設定する。
 - ・令和7年度：11,537千円（現状維持を目標値とする）

(江別市地域公共交通計画 P76～78 参照)

(2) 事業の効果

- ・ JR野幌駅及びJR高砂駅における夕張鉄道(株)の地域間幹線系統と接続確保を行う。
- ・ 駅から離れている見晴台方面や元江別、いずみ野方面とJR野幌駅の間を8の字型経路で運行することにより、通勤・通学における速達性のニーズに対応するとともに、中心市街地との接続性が向上し、買物など中心市街地への誘客につながる。
- ・ 旧江別4番通線と旧江別錦町線を統合したことで、運行の効率化を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 主要な交通結節点となっている江別駅、野幌駅、大麻駅で、路線バスの情報提供（統合時刻表の作成・掲出、バスマップの配架等）を実施し、鉄道利用者に対して停留所や行き先、運行時刻など、路線バスの情報をわかりやすく発信していく。（江別市、事業者等）
- ・ 「江別市内バス路線マップ」と「江別市内路線バス乗り方ガイド」を作成し、継続して更新・発行を行っていく。また、市役所を始めとした公共施設や路線バス営業所等で配布を行うとともに、江別市HPで公開する。（江別市、事業者等）
- ・ 市民の希望に合わせた出前講座等を実施する。（江別市、事業者等）
- ・ 転入者に対し、転入時に公共交通に関する情報提供を行うことで、利用促進を図る。（江別市、事業者等）
- ・ 広報えべつを活用し、市民向けに公共交通の利用促進を行う。（江別市、事業者等）

（江別市地域公共交通計画 P79～95 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

江別市から運行事業者への補助金額については、当該路線（野幌見晴台線）の経常収益及び国庫補助金を経常費用から差し引いた差額分を、江別市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

野幌見晴台線の利用者数、収支率、市の補助金額については、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年6月28日（第1回）令和6年度の当該計画を承認、江別市地域公共交通計画を承認、協議会決算を承認、デマンド型交通運行事業の実績報告
- ・令和5年11月14日（第2回）「野幌駅北口～ボールパーク間」実証運行を承認、令和6年度の当該計画の認定を報告、デマンド型交通運行事業の委託料改定について報告
- ・令和6年1月5日（意見照会 12/14～12/27）令和5年度事業評価の確定及び提出
- ・令和6年6月26日（第1回）令和7年度の当該計画を承認、デマンド型交通運行事業の実績報告

19. 利用者等の意見の反映状況

江別市地域公共交通計画の策定にあたり、路線バスの利用実態等について把握するため、市民アンケート調査やOD調査の分析を行ったほか、一定期間の市民意見募集（パブリックコメント）を行った結果等を反映させた。

令和5年度は、地域公共交通活性化協議会を2回開催し、江別市地域公共交通計画の承認を得るとともに、計画に位置づけた施策を推進するための議論を行ったほか、市内公共交通における現状の課題等について協議・検討を行い、利用者を代表する市民公募委員からも色々なご意見をいただいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道江別市高砂町6番地

（所 属）企画政策部政策推進課公共交通担当

（氏 名）徳橋 英則

（電 話）011-381-1295

（e-mail）seisaku@city.ebetsu.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行 態様の 別	基準 ハで該 当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準 ホで該 当する 要件 (別表7のみ)
江別市	北海道中央バス株式会社	(1) 野幌見晴台線①	野幌駅北 口	5丁目通 (錦町先回)	野幌駅北 口	(循環) 10.0km	361日	1,565.0回			①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③	
			野幌駅北 口	いずみ野 (錦町先回)	野幌駅北 口	(循環) 11.0km	361日	2,406.0回			①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③	
			野幌駅北 口	5丁目通 (湯川公園 先回)	野幌駅北 口	(循環) 10.0km	361日	3,007.0回				①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
			野幌駅北 口	いずみ野 (湯川公園 先回)	野幌駅北 口	(循環) 11.0km	361日	1,444.0回				①	野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。	③
						km	日							
						km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	江別市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	10,953
交通不便地域	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
江別市地域公共交通計画	令和5年6月29日	

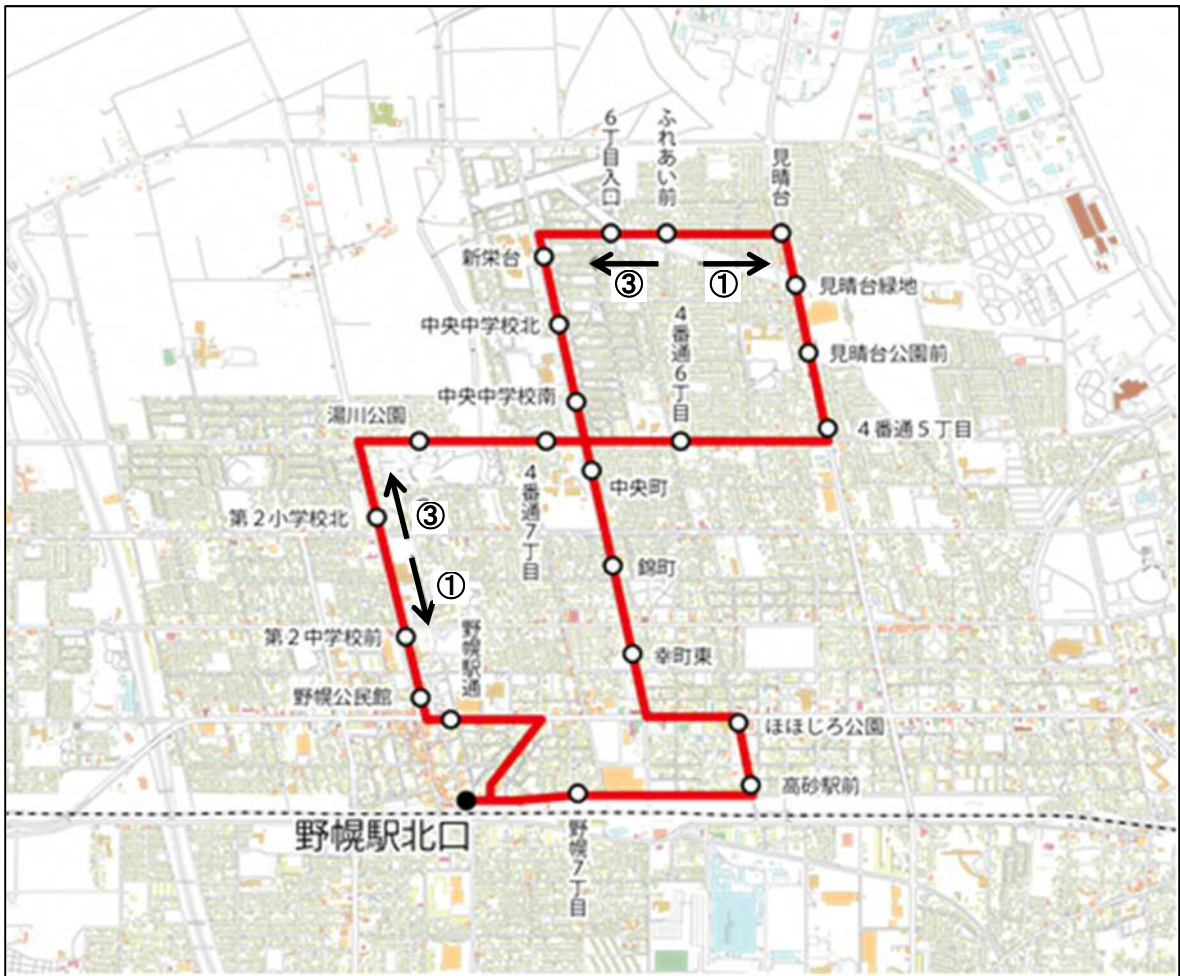
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行系統図 (令和6年6月現在)



野幌見晴台線運行ダイヤ（令和6年6月現在）（当計画該当系統は①、②、③、④）

【平日】

A=①	A'	B=②	B''	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台 錦町先回/5丁目通 野幌駅北口	野幌駅北口 錦町先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口	野幌駅北口 錦町先回/ハ・サ・ミ野 4番通6	野幌駅北口 湯川公園先回/5丁目通 野幌駅北口	野幌駅北口 湯川公園先回/5丁目通 中央中南	野幌駅北口 湯川公園先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口	いずみ野4 湯川公園先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口
	48 23			55 00			10 10
30		30					
30		30		00		00	
30		30		00		00	
00				30		30	
		30		00			
		00		30			
		00		30			
				15	15		
10.0km 4便	6.4km 2便	11.0km 7便	7.0km 0便	10.0km 9便	6.8km 1便	11.0km 4便	5.7km 2便

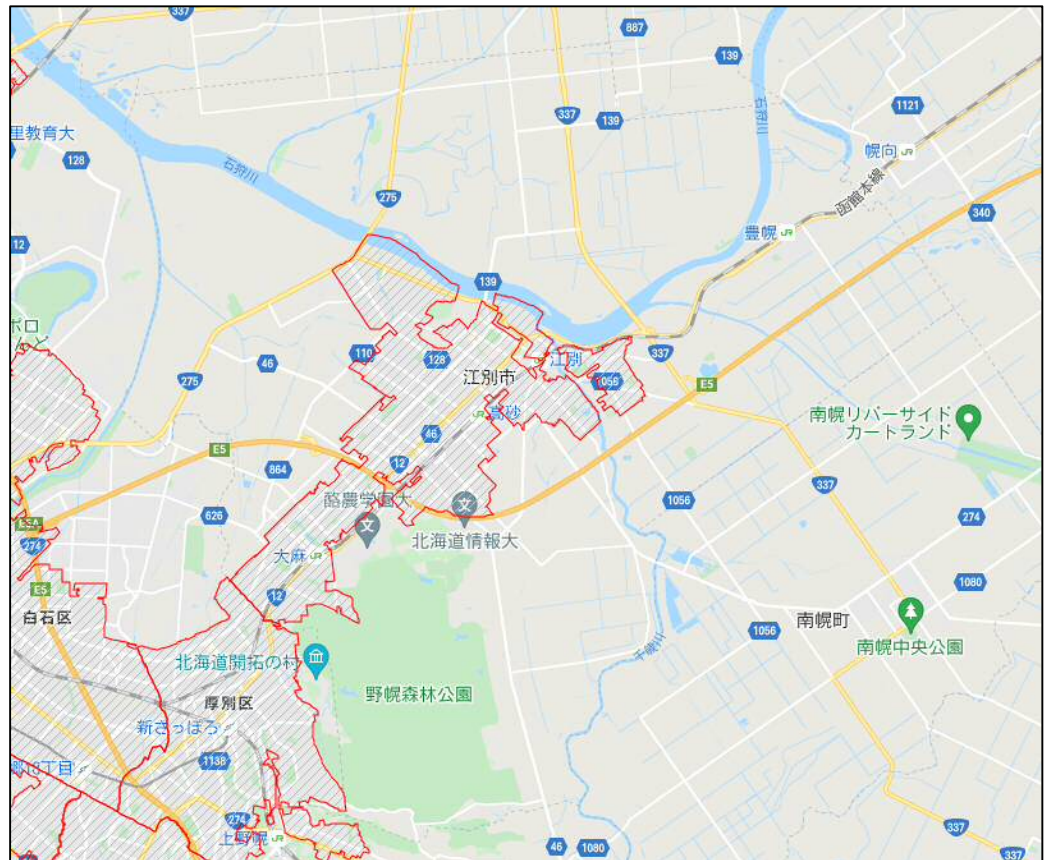
【土日祝】

A=①	A'	B=②	B''	C=③	C'	D=④	D'
野幌駅北口	新栄台 錦町先回/5丁目通 野幌駅北口	野幌駅北口 錦町先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口	野幌駅北口 錦町先回/ハ・サ・ミ野 4番通6	野幌駅北口 湯川公園先回/5丁目通 野幌駅北口	野幌駅北口 湯川公園先回/5丁目通 中央中南	野幌駅北口 湯川公園先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口	いずみ野4 湯川公園先回/ハ・サ・ミ野 野幌駅北口
00 30	48						10
		30					
30		30		00		00	
30		30		00		00	
00				30		30	
		00		00		00	
		30		30			
		00		00		00	
				30			
				00			
				00			
				30			
				00			
10.0km 5便	6.4km 1便	11.0km 6便	7.0km 1便	10.0km 7便	6.8km 2便	11.0km 4便	5.7km 1便

■江別市全域



■人口集中地区



※令和2年国勢調査結果

	人口
江別市（全域）	121,056人
江別市（人口集中地区）	110,103人
江別市（人口集中地区以外）	10,953人